医事法センター研究会のご案内

日　　時	： 2018 年 11 月 28 日（水）18 時～19 時 30 分
会　　場	： アカデミーコモン　8 階　308G 教室
テ ー マ	： 精神医療における身体拘束死事案の損害賠償責任
講　　師	： 白鳥　秀明　先生（弁護士、明治大学法科大学院 2012 年修了生、保健師・看護師）

今年は、1918 年に精神科医・呉秀三が「精神病者私宅監置ノ實況及ビ其統計的観察」を報告して満 100 年になります。この 100 年間で精神障害者の人権は回復したのでしょうか。近年でも私宅監置や身体拘束死の報道がなされています。

その中で近年いくつかの損害賠償訴訟が提起され、今回は、54 歳の女性が、精神科病院で 8 日間身体拘束の措置を受けたことにより、肺血栓塞栓症を発症して死亡した事案を取り上げます。

本研究会では、その損害賠償訴訟の目的や理念そして損害賠償責任要件の構成について、ご報告を頂きます。

講師の白鳥先生は本事案の遺族代理人で、明大ローに入学する前に保健師･看護師の資格も取得し、現在は 5 年目の弁護士で、都市型公設法律事務所である弁護士法人・東京パブリック法律事務所（豊島区東池袋）に所属しています。

〔参加申し込み先〕

配付資料の準備のため、参加希望者は下記を記載し
メール又は fax で医事法センター宛にお申し込みください。

（1）名前（2）所属･学年（3）連絡先

Fax ： 03-3296-2779

メール：medilaw@meiji.ac.jp

主催：明治大学専門職大学院　法務研究科
専門法曹養成機関・医事法センター